

日 薬 業 発 第 30 号
平成 28 年 4 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 森 昌平

平成 28 年熊本地震における医薬品等の融通及び
医療用麻薬の県境移動の取扱いについて

標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課他より下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、平成 28 年熊本地震による医薬品等の販売又は授与及び医療用麻薬の譲渡に関するものです。

今般のような大規模災害で通常の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合には、病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通は差し支えないことが示されました（下記 1）。

また、医療用麻薬の県境移動の取扱いについても示されております（下記 2）。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 平成 28 年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について（平成 28 年 4 月 20 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課他 事務連絡）
2. 平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売販売業者、医療機関及び薬局の周知依頼）（平成 28 年 4 月 19 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課 事務連絡）

以 上

事 務 連 絡

平成28年4月20日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総 務 課

医療機器・再生医療等製品担当参事官室

監視指導・麻薬対策課

平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での
医薬品等の融通について

標記について、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛
てに通知したので、関係者への周知方ご配慮をお願いします。

事務連絡
平成28年4月20日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医療機器・再生医療等製品担当参事官室
監視指導・麻薬対策課

平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での
医薬品等の融通について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）においては、原則として、医療機関等や地方公共団体間で許可なく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売又は授与を行うことはできないこととされていますが、平成28年熊本地震による被災地における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での医薬品、医療機器及び再生医療等製品の融通については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

今般のような大規模な災害で通常の医薬品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という）の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合に、病院、診療所、薬局又は地方公共団体間で医薬品等を融通することは、差し支えない。

事 務 連 絡
平成 2 8 年 4 月 1 9 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛てに連絡したので、お知らせします。

事 務 連 絡

平成 28 年 4 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
（公 印 省 略）

平成 28 年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて
（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本通知における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

- （1）麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。
 - （2）譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同法第 24 条第 12 項第 2 号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。
- ※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

以上